

「名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価方法書」についての環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

番号	市民等からの意見	事業者の見解
1	<p>配慮書への意見に対しては、次のように全体として素直な見解であり、行政のあるべき姿を模索していることが伺われる。今後ともこうした姿勢を貫くべきである。</p> <p>① 5次基本計画後のごみ処理量、埋立量は方法書で記載する。但し、実績の評価がない。</p> <p>② メタン発酵は、他自治体の主な導入事例を方法書で記載する。但し、用語解説で入れただけ。</p> <p>③ 下水道整備地区でないのに下水道放流？→周辺で敷設工事、事業区域北側では下水道供用。供用時は“公共下水道へ放流します。”下水道整備計画は明らかになった段階で環境影響評価図書（方法書、準備書、評価書のいずれか）に記載する。</p> <p>④ 地盤沈下は1年間の沈下量だけではなく、累積沈下量と地盤高さを方法書で記載する。</p> <p>⑤ 土壌汚染は過去の調査結果等に十分留意し、調査を進めていく。</p> <p>⑥ 道路騒音の評価は、環境基準のほかに“環境基準から5dB減じた値”との比較を方法書で記載する。（これは広島高裁で確定した値と同じ）</p> <p>⑦ 温室効果ガスは自動車（家庭＋産業）の要因分析を方法書で記載する。但し分析内容が不十分。</p> <p>⑧ 道路交通の状況、大気、水質は最新資料とする。</p> <p>⑨ 関係法令の紹介だけではなく、どう適用されるかを方法書で記載する。但し、騒音。振動は不十分。</p> <p>⑩ 大気予測は平坦地のため、“プルーム式、パフ式による予測を基本として考えておりますが、周辺の状況を踏まえ、本事業における適切な予測方法について、検討いたします。”とまでは書いた。但し、結果はプルーム式、パフ式による予測だけで、検討した内容が本文のどこにもない。</p> <p>⑪ 騒音予測でA案は125dB 1台、B案では115dB 2台と異なる条件で複数案検討はおかしい。→A案は既存建屋に1台分しか確保できない。そんなことなら複数案とはいえない。</p> <p>⑫ 規制対象外の建設作業についても、基準値、作業時間、作業期間、作業日の基準を遵守する。その点を作業員に周知徹底する。</p> <p>⑬ 車種規制非適合車の使用抑制について、富田工場の評価書のように（契約書の）仕様書に明記するとすべき。→“仕様書に明記します。”</p>	<p>○ 頂戴したご意見につきましては、真摯に受け止め、より環境に配慮した事業となるよう環境影響評価を進めてまいります。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
2	<p>p45 ダイオキシン類の排出ガス測定結果として、南陽工場の1～3号機各1回の結果 H28. 8. 12、H28. 5. 20、H28. 7. 15 が全て 0ng-TEQ/m<sub>3</sub>N と示してあるが不十分である。</p> <p>そもそも“資料収集は、原則として平成 29 年 10 月末時点で入手可能な最新の資料により行った。” p23 はずであり、南陽工場の1～3号機については、同じ H28 年度内でも、H29. 1. 20、H28. 10. 7、H29. 2. 17 にも測定しており、このうち 2 号炉の H28. 10. 7 の測定は 0ng-TEQ/m<sub>3</sub>N ではなく、0. 000000090 ng-TEQ/m<sub>3</sub>N と微量ではあるがダイオキシン類が検出されている。このデータを知らせたくない意向が働いたのではないか。なお、この 2 号炉は H29. 7. 14 採取データでも 0. 000052 ng-TEQ/m<sub>3</sub>N と検出されている。ダイオキシン類問題は、最近下火になっているが、今なお油断してはならない化学物質であり、現実を正確に説明すべきである。</p> <p>名古屋市 WEB サイト「ごみ焼却工場の維持管理状況」のうち、南陽工場（平成 28 年度）など  <a href="http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000078/78690/nanyou.H29.4.pdf">www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000078/78690/nanyou.H29.4.pdf</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の排出ガス測定結果につきましては、「平成 28 年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ホームページ）を基に記載いたしました。</li> <li>○ 環境影響評価準備書におきましては、「ごみ焼却工場の維持管理状況」（名古屋市ホームページ）を基に南陽工場の測定結果を記載いたします。</li> </ul>
3	<p>p127 配慮書への意見“事業の目的で、…新南陽工場建設では住民訴訟があったことを明記し、今後の手続きの注意事項とすべきである。…入札の過程で、名古屋市建築局次長（当時）、元市議（公明党所属）が深く関与…が発覚。平成 7 年 3 月、談合により吊り上げられた価格を名古屋市に返還、賠償することを求め、名古屋地裁…判決…談合を行ったゼネコンに 12 億円余の損害賠償を名古屋市に支払わせる…ことができた。…教訓とすべきである。”に対する見解は“契約事務に係る教訓となっておりますが、環境影響評価に係る図書への記載については差し控えたい”としているが、対象事業の経緯として必要不可欠の内容であり記載すべきである。</p> <p>また、“名古屋市契約事務手続要綱（平成 18 年）を定め、…談合情報等対応要領（平成 19 年）に基づき対応いたします。…これらの規定等に基づき適正に契約事務を進めてまいります。”とあるが、こうした規定が出来たのは、この判決の 10 年も経ってからであり、あまりにも対応が遅すぎた。巨額の建設費がかかるこの事業には、しっかりした監視をすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「対象事業の経緯」につきましては、設備更新事業に係る経緯（名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画や施設整備計画）を記載し、住民訴訟に係る記載は差し控えたいと考えております。</li> <li>○ 本事業につきましては、名古屋市契約事務手続要綱や談合情報等対応要領に基づき適正に契約事務を進めてまいります。</li> </ul>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
4	<p>p127 配慮書への意見“複数案検討の経緯で、破碎設備設置場所の複数案しか検討しないのは不十分である。場所の選定は、更新を前提にしてやむを得ないとしても、焼却処理方法の複数案検討があつてしかるべきである。熔融設備、メタン発酵処理する設備、大江破碎工場を南陽工場に移設することを前提とした理由を示すべきである。名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画(2016年3月)…では南陽工場に持ってくることは一言も触れていない。この間の経緯を説明することが必要である。“への見解は、“経緯につきましては、本方法書に記載いたしました。”として、①焼却処理方法はストーカー式又は流動床式ともに最新、高度な排ガス処理装置を設置することで両者に差がない。②熔融設備については既存建屋を再利用するため、炉の大きさや荷重が収まらない。③メタン発酵設備については、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから導入は見送る。今後メタン発酵技術の進展を注視しつつ、引き続き導入の検討を進める。④大江破碎工場については、大江も更新時期、南陽の設備縮小で余剰スペースができる。破碎可燃物は大江から南陽へ運搬している。とそれなりの検討内容が示されているが、本来は配慮書の段階で示して意見を求めるべきものである。</p> <p>例えば、①焼却処理方法で最新、高度な排ガス処理装置は当たり前の措置であるが、建設費用、焼却残渣量などの具体的な値を示し、その総合的比較が必要である。②熔融設備の炉の大きさや荷重も想定せずに、既存建屋に収まらないという結論だけは信じがたい。③メタン発酵設備の稼働実績や長期安定稼働については、5年ほど実績のある3例が「用語解説」p180に示されているだけである。そもそも「複数案の内容及び設定の経緯」p5に、導入見送りの理由の根拠、評価を示したうえで判断すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画段階環境配慮につきましては、環境影響評価技術指針において「事業計画の立案の段階」に行うこととしておりますので、焼却処理方式(ストーカー式又は流動床式)について、建設費用等の具体的な値を示すことや、それらを基に総合的に比較することは難しいと考えております。</li> <li>○ 熔融設備やメタン発酵設備につきましては、名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画策定時の検討において、導入は困難と判断した、又は導入を見送ることとしたものです。</li> </ul>

番号	市民等からの意見	事業者の見解																														
5	<p>p129 配慮書への意見“ごみ処理量、埋立量等の推移と目標値が「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画（2016年3月）」から引用してあるが、…最新資料を追加すべきである。”への見解は、“基本計画策定後の…実績値を本方法書に記載いたしました。”と素直に2015年度、2016年度の実績値が示してある。しかし、その実績値についての検討・評価がない。</p> <p>ごみ処理量は、2014年度実績62万トンと4年後の2018年度に3万トン減の59万トンにする計画なので、単純に年間平均0.75万トン減なので、2015年度は61.25万トンになるはずが62万トンと0.75万トン多く、2016年度は60.5万トンになるはずが61万トンと0.5万トンと多くなっている。</p> <p>埋立量は2014年度実績4.9万トンと4年後の2018年度に0.8万トン減の4.1万トンにする計画なので、単純に年間平均0.2万トン減なので、2015年度は目標通り0.2万トン減の4.7万トンであるが、2016年度は4.5万トンになるはずが5.1万トンと0.6万トンと急増している。</p> <p>これらの原因、特に埋立量の増加の原因を真剣に検討し、必要な対策をすべきである。そのうえで、必要なら「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画（2016年3月）」の見直しも視野に入れる必要がある、</p> <table border="1" data-bbox="237 826 1149 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>2014年度</th> <th>2015年度追加</th> <th>2016年度追加</th> <th>2018年度目標 名古屋市総合計画2018</th> <th>2028年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理量</td> <td>62万トン</td> <td>62万トン</td> <td>61万トン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単純平均</td> <td>62万トン</td> <td>61.25万トン</td> <td>60.5万トン</td> <td>59万トン</td> <td>52万トン</td> </tr> <tr> <td>埋立量</td> <td>4.9万トン</td> <td>4.7万トン</td> <td>5.1万トン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単純平均</td> <td>4.9万トン</td> <td>4.7万トン</td> <td>4.5万トン</td> <td>4.1万トン</td> <td>1.5万トン</td> </tr> </tbody> </table>		2014年度	2015年度追加	2016年度追加	2018年度目標 名古屋市総合計画2018	2028年度目標	ごみ処理量	62万トン	62万トン	61万トン			単純平均	62万トン	61.25万トン	60.5万トン	59万トン	52万トン	埋立量	4.9万トン	4.7万トン	5.1万トン			単純平均	4.9万トン	4.7万トン	4.5万トン	4.1万トン	1.5万トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ処理量、埋立量につきましては、ここ数年、横ばいの状況が続いております。</li> <li>○ 可燃ごみは4か所の焼却工場（南陽工場、猪子石工場、五条川工場、鳴海工場）において焼却・熔融を行い、残った灰を埋め立てています。また、焼却灰の一部は鳴海工場や五条川工場で熔融処理し、生成された熔融スラグを有効活用しています。平成28年度につきましては、設備の不具合等により、鳴海工場や五条川工場での熔融処理量が予定よりも少なかったため、埋立量が増加いたしました。</li> <li>○ 目標値の達成に向けまして、引き続き、3R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」「資源化（リサイクル）」）を推進し、ごみ処理量の削減や焼却灰等の資源化を進めてまいります。</li> </ul>
	2014年度	2015年度追加	2016年度追加	2018年度目標 名古屋市総合計画2018	2028年度目標																											
ごみ処理量	62万トン	62万トン	61万トン																													
単純平均	62万トン	61.25万トン	60.5万トン	59万トン	52万トン																											
埋立量	4.9万トン	4.7万トン	5.1万トン																													
単純平均	4.9万トン	4.7万トン	4.5万トン	4.1万トン	1.5万トン																											

番号	市民等からの意見	事業者の見解
6	<p>p131 配慮書への意見“道路交通騒音の概況で“最も高い騒音レベル…一般国道 23 号であり、藤前 1 丁目で昼間 77dB、夜間 75dB となっている。”と値が示されているだけだが、評価を記載すべきである。少なくとも道路に面する区域の特例基準としての「幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値」p129（昼間 70dB、夜間 65dB）さえも完全に超えていること、この特例基準が、広島高裁判決の最高裁決定により「昼間屋外値が LAeq 65 dB を超える場合…受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、…損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定したことを明記すべきである。</p> <p>昼間 65dB を超える国道 23 号（港区砂美町 68dB、港区宝神 1 丁目 71dB、港区藤前 1 丁目 77dB）、県道名古屋中環状線（港区明正 1 丁目 71dB）、市道金城埠頭線（港区野跡 5 丁目 67dB）、県道港中川線（港区十一屋 2 丁目 66dB、港区築三町 71dB）、市道稲永埠頭線（港区甚兵衛通 5 丁目 66dB）は、いずれも沿線住民が訴訟を起こせば、損害賠償を勝ち取れる騒音の状況であることを行政は認識すべきである。“への見解は、”環境基準（特例基準）*<sup>1</sup>の達成状況及び「環境基準から 5dB 減じた値」*<sup>2</sup>との比較を本方法書に記載致しました。”とあり、</p> <p>*<sup>1</sup> 昼間：70dB 以下 夜間：65dB 以下  *<sup>2</sup> 昼間：65dB 以下 夜間：60dB 以下</p> <p>（平成 7 年 7 月 7 日 最高裁判決で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB）  （平成 26 年 1 月 29 日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB）</p> <p>「事業予定地及びその周辺地域の概況」の既存資料調査の結果 p46～p47 は、これに従い、環境基準（特例基準）と「環境基準から 5dB 減じた値」との比較を行い、国道 23 号では環境基準（特例基準）さえ超過し、国道 23 号の他の地点や県道名古屋中環状線等でも「環境基準から 5dB 減じた値」を超過している地点があることが明確になった。今までのような環境基準（特例基準）との比較ではこうした実情は浮かび上がってこない。</p> <p>惜しむらくは、今後の準備書で行う予測結果の評価方法が、このような環境基準（特例基準）の達成状況及び「環境基準から 5dB 減じた値」との比較を行うことが明記されず、たった 1 ページ、“環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する” p120 と、従来どおりの環境基準でしか評価しないと受け取れることである。「環境基準から 5dB 減じた値」を環境基準とは別の「目標値」として準備書以降は扱うべきである。</p>	<p>○ 環境影響評価準備書におきましては、道路交通騒音の予測結果を「環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準値）から 5dB 減じた値」とも比較いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
7	<p>p131 配慮書への意見“温室効果ガスの概況で…自動車走行としてまとめると 350t となり、全体の排出量 1587t の 22%も占めていることを明記すべきである”への見解は、“家庭生活、自動車（家庭・事業）、工場等、オフィス・店舗等の要因分析の概要を本方法書に記載いたしました。”とあり、自動車は家庭と事業とをまとめて分析しており分かりやすくなったが、分析内容 p51 が不十分である。</p> <p>パブリックコメントの意見締切が 2018 年 2 月 9 日だった「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画（素案）」を見ると、自動車（マイカー：+ 11%、業務用車：▲ 26%）の分析が、“乗用車と軽自動車の台数の増加…により増加しています。”と、台数の増加で説明してあるが不正確である。保有台数や登録台数、通行台数そのものは増加しても、排出量には関係しない。CO2 排出量に直接影響するのは走行台キロであり、H27 年度交通センサスの結果もまとめたのだから、正確に走行台キロの変化で分析すべきである。そのため、添付図の名古屋市内の自動車普及台数の推移は、交通センサスの結果から走行台キロに変更すべきである。</p>	<p>○ 環境影響評価準備書におきましては、全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の結果を基に、走行台キロの推移を記載いたします。</p>
8	<p>p131 配慮書への意見“道路交通の状況として…平成 22 年度の交通量が示してあるが、すでに国土交通省は 2017 年 6 月 6 日に「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果の概要」を公表…資料収集は、原則として平成 29 年 5 月末時点で入手可能な最新資料により行った。…と記載してあるが、平成 28 年度の大気状況、水質状況は 6 月 16 日に公表しており、次の方法書の段階では、交通量、大気、水質については最新資料を用いて作業すべきである。”への見解は、“平成 29 年 10 月末時点で入手可能な最新の資料を用いて作成しました。”とあり、p23 の第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況でも、記載しており、当然のことではあるが、環境影響評価らしく最新資料で検討できるようになった。今後ともこの姿勢を堅持されたい。</p>	<p>○ 環境影響評価準備書につきましても、最新の資料を用いて作成いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
9	<p>p131 配慮書への意見“規制基準等として、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、土壌、ダイオキシン類、などの規制内容が、簡略に示してあるが、このような教科書的な説明だけでは不十分である。今回の南陽工場には、どの部分がどう適用され、その基準はどれだけかが理解できるようにすべきである。”への見解は、“南陽工場に適用される関係法令の規制等について記載いたしました。”とあり、p82からの「関係法令の指定・規制等」は、この南陽工場にどのような規制が適用されるが理解しやすくなった。</p> <p>但し、騒音・振動については不十分さが残る。資料編 p157(騒音)、p159(振動)の規制基準の表の注1, 2の上乗せ基準(表より5dB減ずる厳しい値)が適用されるかどうかについて、注1(近隣商業～工業専用地域では、学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域内の基準は△5dB)を判断すると、現地調査の“学校、医療機関、コミュニティ施設等” p76の配置から、いずれも5dB減ずる施設は50m以内に存在しないことを説明すべきである。また、注2(第1種低層住居専用～準住居地域に接する工業地域と工業専用地域では50m範囲内の基準は△5dB)を判断すると、用途地域等の指定状況 p69から、事業予定地は準工業地域に含まれ、この上乗せ基準は適用されないことを説明すべきである。振動についても同様である。</p> <p>中部電力の武豊火力では、方法書の段階で「事業実施区域の西約20mに竜宮保育園がある。」ことを知りながら、環境の保全について特段の配慮をすることを明記しない点を指摘され、準備書では「事業実施区域から近い位置に環境の保全について特段の配慮が必要な学校等が位置していることから…環境保全措置を講じることとしました。」としながら、工場騒音の追加対策もせず、評価書の段階でやっと「より詳細な記載とした。」と言いつつ「騒音の規制基準は、保育園の周囲50mの区域内において規制基準値から5dB減じた値が適用される」旨を追加記載するというみつももない結果となった。</p> <p>規制基準を遵守するのは当たり前のことであるが、その最低基準を知り、事業者としてさらにどれだけの回避・低減策をとるかが問われるのである。</p>	<p>○ 環境影響評価準備書におきましては、「騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準」(方法書 157 頁)や「振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準」(方法書 159 頁)の注釈の規定は適用されないことを記載いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
10	<p>p133 配慮書への意見“大気質の予測式として、従来通りのブルーム・パフ式が記載されているが、最適な予測方法について、再検討すべきである。横浜環状南線で、…2017年2月20日に公害調停合意が成立し、国交省から「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出した。合意内容は「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」という事で、これまで大気拡散予測時に採用されている「ブルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。”への見解は、“周辺の状況（地形や建物の立地など）を踏まえ、本事業における予測方法について検討した結果、調査地域はほぼ平坦な地形であることから、環境影響評価における大気質の予測で一般的に用いられているブルーム式、パフ式による予測を行うことといたしました。”と、あるが、2017年10月24日に公表された事業者の見解p8“調査地域はほぼ平坦な地形であることから、環境影響評価における大気質の予測で一般的に用いられているブルーム式、パフ式による予測を基本として考えておりますが、周辺の状況（地形や建物の立地など）を踏まえ、本事業における適切な予測方法について、検討いたします。”と表現が異なっている。期待を持たせながら、検討した結果やっぱりブルーム式、パフ式にするということであるが、こうした重要な検討内容を事業者の見解で触れるだけでは不十分であり、本文の大気質予測の手法（建設機械の稼働、工事関係車両の走行、施設の稼働、施設関連車両の走行）p100, p101に注書きでもよいから検討した内容を記載すべきである。</p>	<p>○ 環境影響評価準備書におきましては、周辺の状況を踏まえて検討した結果、ブルーム式、パフ式により予測を行うこととした旨を記載いたします。</p>
11	<p>p133 配慮書への意見“騒音の予測結果で、A案（既存建屋内に破碎機）の方がB案（別棟に破碎機）より大きい結果が出ているが、主要騒音発生源の設置台数及び騒音レベルがA案とB案で異なるため、単純な比較はできない。…A案では高速回転破碎機1機125dB…B案では高速回転破碎機2機115dB（2台でも118dB）と騒音が7dB小さい機種を選択している。”への見解は、“故障などのリスク分散の観点から2系統とすることを検討し、A案については、既存建屋内に1系統分のスペースしか確保できないことから「100t/日×1系統」と設定して、予測・評価を行いました。”とあるが、屁理屈にもならない。2系統とすることを前提としているなら、A案などは無意味な検討となる。無理に複数案を作って複雑にしているだけの検討なら不要である。</p>	<p>○ 複数案につきましては、既存建屋内に破碎設備を設置する案をA案として設定し、別棟を新築し、破碎設備を設置する案をB案として設定いたしました。</p> <p>○ A案（既存建屋内）につきましては、既存建屋を最大限有効活用できますが、不燃ごみピットから破碎機への投入口が1箇所（既存焼却炉3炉うちの1炉分）であること等から、「100t/日×1系統」といたしました。</p> <p>○ B案（別棟（新築））につきましては、設備の多系列化による故障などのリスク分散ができることから、「50t/日×2系統」といたしました。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
12	<p>p133 配慮書への意見“A案は既存建屋内に単純に破砕機を設置するだけだが、工場内での騒音対策のため、内部の仕切り壁を設置する計画とすればさらに小さくなるのではないか。”への見解は、“計画段階配慮”として。2案を簡易に比較検討しました。…予測・評価では、建屋内の壁面等も考慮することといたしました。”とあるが、配慮書 p107 では、それぞれのケースの建屋構造を想定して予測も行い、B案が南側を除き A案より騒音レベルが低い結果となった。この B案の方がよいという結論の出し方があまりにも安易であるという意見である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画段階環境配慮につきましては、環境影響評価技術指針において「事業計画の立案の段階」に行うこととしており、建屋内の壁面などの設計まで進んでいないことから、2案を単純なモデルで比較検討いたしました。</li> <li>○ 環境影響評価準備書におきましては、建屋内の壁面などを考慮して予測・評価を行った結果を記載いたします。</li> </ul>
13	<p>p133 配慮書への意見“破砕機という性格上、爆発、火災が時には発生するため、そうした場合にごみ焼却を安定に継続するため、別棟にすることは一つの方法であるし、故障時に備えて、大きな1機より、小さな2機にする方が好ましいことが多い。こうしたことは、環境面とは別であるが、比較検討の材料として、評価すべきである。”への見解は、“南陽工場処理システム検討懇談会”において意見を伺いながら検討いたしました。”とあり、「計画段階環境配慮書以降の検討」p8として、火災発生時の焼却処理への影響、安定した処理体制の維持の項目で検討している。但し、こうした内容が「配慮書以降の検討」でしかなされなかったのは問題である。本来は配慮書段階でこうした点も比較し B案が望ましいという総合結果を示すべきであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画段階環境配慮においては、大気質、騒音、振動及び景観について調査・予測・評価を行い、その結果から A案と B案の長所、短所を把握し、それぞれの環境配慮方針について検討いたしました。</li> <li>○ 破砕設備の配置等につきましては、計画段階環境配慮書の内容も踏まえ、「南陽工場処理システム検討懇談会」において学識経験者の意見を伺いながら、総合的に比較検討いたしました。</li> <li>○ 検討の経緯及びその内容につきましては、環境影響評価準備書にも記載いたします。</li> </ul>
14	<p>p133 配慮書への意見“景観調査結果で現況の写真だけで、予測結果が表で示してあるだけだが、「一部が視認できる可能性がある。」というだけでなく、簡単なモンタージュ写真を追加すべきである。”への見解は、“現地調査の結果を定性的に予測を行いました。…予測・評価では、フォトモンタージュ等を作成”とあるが、準備書でフォトモンタージュ等を作成するのは当然としても、いやしくも配慮書での複数案の評価であり、「視認できる可能性がある」というような言葉を用いるべきではない。視認できるかどうかは物理的な位置関係で明確にできるはずであり、定性的表現であるにしても、視認できる、視認できないと正確に表現すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観の予測地点 A では、樹木等が生い茂る季節ではその陰となって別棟を視認できない可能性があること、予測地点 B 及び C については、事業予定地から 1,000m 以上離れており、視程の状況によっては視認できない可能性があることから、「視認できる可能性がある」と表現いたしました。</li> <li>○ 環境影響評価準備書におきましては、フォトモンタージュ等の作成により景観の変化を予測・評価した結果を記載いたします。</li> </ul>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
15	<p>p135 配慮書への意見“建設作業時を想定した配慮…“特定建設作業…基準を遵守する”として…基準値 75dB だけではなく、作業時間、作業期間、作業日の基準を遵守するとしているのは、当然である。また、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。として、法・条例の規制対象外の作業についても、基準値、作業時間、作業期間、作業日の基準を遵守することを表明しているの、作業者に十分周知徹底させていただきたい。</p> <p>“への見解は、”作業員に対し、環境配慮事項及び内容を周知徹底いたします。</p> <p>“とあるので、確実に遵守するよう事業者の責務を全うしていただきたい。これは今までの名古屋市の環境影響評価制度のなかで確立された配慮事項であり、他の事業主体に対してもこうした指導をするよう求める。</p> <p>環 2 西南部の工事で、愛知国道事務所は「原則日曜日は工事を行っていない。祝祭日の工事は軽微な作業である」といいながら、発注者・受注者連名発行の「工事のお知らせ」では祭日の工事を行うと通知、実施していることが地域住民指摘で明らかになった。本年 2 月 9 日の話し合いで愛知国道事務所は、誤りを認め謝罪した。同時に「日曜日の工事は行わない」と約束をした。こうした事態を引き起こさないよう、南陽工場について事業者である名古屋市として細心の注意を払うよう求める。また、今後の環境影響評価対象事業について名古屋市として指導すべきである</p>	<p>○ 本事業に係る工事の実施にあたっては、作業員に対し、事前配慮の内容を周知徹底いたします。</p>

番号	市民等からの意見	事業者の見解
16	<p>p135 配慮書への意見“建設作業時を想定した配慮…「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に定められた車種規制非適合車を使用しないと断言したことは大きな意味を持つ。</p> <p>この点は富田工場設備更新の環境影響評価準備書“車種規制非適合車を使用しないよう指導する”に対し、“工事の発注者として…工事発注仕様書に使用しない旨を盛り込むこと”と意見を出し、最後の評価書で“車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記する。”と断言し、やっとあたりまえの環境保全措置を記載するようになってきたものである。</p> <p>但し、今回の南陽工場では“仕様書に明記する”が欠落しているため、…具体的な措置としては完成しない。“契約段階の仕様書で確実に実行されたい。”への見解は、“仕様書に明記する旨を本方法書に記載いたしました。”とあり、建設作業時を想定した配慮として“車種規制適合車を使用しないことを工事仕様書に明記” p19 とある。これで、名古屋市が事業主体の環境影響評価事業については、車種規制適合車を使用しないことを工事仕様書に明記することが確定したといえる。今後は、名古屋市以外の事業主体に対して、この環境影響評価制度の中で名古屋市として厳格に指導して行くことを求める。</p>	<p>○ 本事業に係る工事につきましては、車種規制非適合車を使用しないことを工事仕様書に明記します。</p>
17	<p>配慮書段階では、供用時の大まかな比較があるだけであり、建設時についての配慮は示されなかったが、今回の方法書では“建設作業時を想定した配慮”として、“使用する建設機械は、排出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用する”と断言しているため、これも、今までの環境影響評価の制度の意見、見解のやり取りの中で確定してきた配慮事項である。これを確かなものとするため、“車種規制適合車を使用しないことを工事仕様書に明記する”と同様に、“出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用することを工事仕様書に明記する”と明確にすべきである。</p>	<p>○ 環境影響評価準備書におきましては、工事仕様書に明記する旨を記載いたします。</p>